

岩手県告示第600号

漁業法（昭和24年法律第267号）第131条第2項の規定により、平貴美夫に対し、第七十八漁進丸（漁船登録番号IT2-8024）の停泊を命ずることについて、次のとおり聴聞を行う。

令和6年12月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 期日 令和6年12月26日（木） 午後1時30分から
- 2 場所 久慈市八日町一丁目1番地 久慈地区合同庁舎5階第3会議室